

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	金山町

金山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 金山町産業課
所在地 福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393
電話番号 0241-54-5322
FAX番号 0241-54-5335
メールアドレス sangyo@town.kaneyama.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・カラス・カワウ・アオサギ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	金山町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	水稲	10 a 120千円
	そば	5 a 6千円
	果樹	16 a 129千円
	栗	16 a 129千円
	野菜	35 a 553千円
	スイカ	3 a 55千円
	とうもろこし	11 a 88千円
	カボチャ	21 a 410千円
	計	66 a 808千円
ニホンザル	水稲	1 a 12千円
	果樹	17 a 193千円
	柿	5 a 97千円
	栗	12 a 96千円
	野菜	9 a 164千円
	ネギ	1 a 14千円
	カボチャ	8 a 150千円
計	27 a 369千円	
ニホンジカ		0 a 0千円
	計	0 a 0千円
イノシシ		0 a 0千円
	計	0 a 0千円
ハクビシン	野菜	1 a 196千円
	トマト	1 a 196千円
	計	1 a 196千円
カラス	野菜	40 a 2,536千円
	とうもろこし	10 a 81千円
	カボチャ	10 a 190千円
	トマト	10 a 1,866千円
	なす	10 a 399千円
計	40 a 2,536千円	
アオサギ	水稲	5 a 60千円
	計	5 a 60千円
農 林 作 物 被 害 計		139 a 3,969千円
カワウ	アユ・イワナ・ヒメマス等	1,473kg 2,879千円
アオサギ	アユ・イワナ・ヒメマス等	60kg 134千円
水 産 物 被 害 計		1,533kg 3,013千円
被 害 額 計		6,982千円

(2) 被害の傾向

本町の野生動物被害は、山間部から居住区まで拡大傾向にある。主な要因は、農林業経営体の減少による農林地の荒廃地等の拡大、狩猟者の減少及び後継者不足がである。その他の要因としては、従来本町では確認されていなかった新たな野生動物が近隣町村から勢力を拡大し始めていることが挙げられる。

① ツキノワグマ

本町は生息域であり、例年6～11月頃まで農作物を中心に被害が発生している。平成30年はブナの実が豊作であったため、秋から初冬にかけて被害が減少した。クマの被害は個体数やエサの状況に大きく左右されるが、過去には人身事故も発生しているため、引き続き被害対策が必要である。また、同一箇所にも固執する傾向があり、防護柵等が未設置の田畑に被害が集中する。また、被害防除のため追い上げ（花火）を実施すると、活動時間帯が深夜から未明になったり、悪天候時に被害が発生する。捕獲器においては、そのしくみを覚える個体もあり、捕獲器が逆に給餌器になっている様子も見受けられる。

② ニホンザル

過去には1～2頭程度のハナレザルの目撃はあったが、近年、西側の町境付近の地区に群れ（20頭程度）が確認され、カボチャや水稻（踏み荒らし）に被害が発生した。また、本町東部の3地区に山林から侵入したと見られる4～5匹程のサルの足跡が確認され、その後3地区に野菜等（カボチャ・とうもろこし・栗）の被害が発生し、センサーカメラで個体が確認された。令和元年からは町の全域で目撃情報や被害が発生し、追い上げ（花火）や捕獲を実施し、対策を講じたが、クマ同様に学習能力があり、人がいない時間帯や悪天候時に出没して被害を防止することが出来ていないため、今後も動向を注視しながら対策を講じる必要がある。

③ ニホンジカ

従来生息していなかったが、近年、狩猟期に捕獲されたり、目撃情報が多数発生している。令和元年には、ソバの被害が確認された。被害が発生すると多大な損害が生じる傾向があるため、今後も動向を注視しながら対策を講じる必要がある。

④ イノシシ

平成27年11月下旬に本町で初めて被害が確認され、掘り起こしの被害が発生した。令和元年から町内の多くの地区で田畑や山林内に掘り起こしなどの被害が発生するようになり、昼間でも目撃が確認されている。今後の動向を注視しながら対策を講じる必要がある。

⑤ ハクビシン

夏から秋にかけて、なす・とうもろこし・トマト等の収穫期に被害が発生する。トマトの栽培地（畑）の加害鳥獣が不明なため、センサーカメラを設置した結果、ハクビシンが加害鳥獣であることが確認された。また、住居や車庫等に侵入し生息している個体がいるとの情報提供が住民よりあった。資金不足や高齢化による人出不足により被害対策をとれない経営体に被害が集中するなど、一定の被害が毎年出ている。

⑥ カラス

6～8月頃に町内全域で農作物の被害が確認されており、近年個体数が増加傾向にある。農作物への被害拡大が懸念されるため、対策を講じる必要がある。特に面積あたりの収量が多いトマトに被害が出ているため、被害金額が大きい。

⑦ カワウ

本町では5～11月にかけて只見川流域・野尻川流域・沼沢湖で飛来が確認されており、地元の3つの漁業協同組合が放流するアユ、イワナ、ヒメマス等が被害を受けている。被害が拡大傾向にあり、県の個体数調整の計画に則しながら個体数の管理対策を講じる必要がある。

⑧ アオサギ

従来生息していなかったが、近年生息が確認された。5～6月頃に田植え後の水田に飛来し、踏み荒らしの被害や、地元の漁協による放流魚の被害が報告されており、対策を講じる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
農産物被害額	3,969千円	3,520千円
①ツキノワグマ	808千円	776千円
②ニホンザル	369千円	354千円
③ニホンジカ	0千円	0千円
④イノシシ	0千円	0千円
⑤ハクビシン	196千円	176千円
⑥カラス	2,536千円	2,156千円
⑦アオサギ	60千円	58千円
農産物被害面積	139 a	133 a
①ツキノワグマ	66 a	63 a
②ニホンザル	27 a	26 a
③ニホンジカ	0 a	0 a
④イノシシ	0 a	0 a
⑤ハクビシン	1 a	1 a
⑥カラス	40 a	38 a
⑦アオサギ	5 a	5 a
水産物被害額	3,013千円	2,892千円
①カワウ	2,879千円	2,764千円
②アオサギ	134千円	128千円
水産物被害量	1,533kg	1,472kg
①カワウ	1,473kg	1,414kg
②アオサギ	60kg	58kg

(4) 従来講じてきた被害防止策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ①有害鳥獣捕獲隊を組織し、有害鳥獣の捕獲活動（個体数の調整措置も含む）を実施 ②捕獲後の処理方法については、原則埋設としている ③獣用捕獲器の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ①今後、捕獲隊員の高齢化により有資格者の確保が課題となる ②被害が増加傾向であるが、隊員数は減少傾向にあり、捕獲体制の確保が困難になる可能性が高い ③捕獲器の改良や新技術の導入
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ①平成22年度より町単独事業で侵入防護柵購入費用の補助の実施（個人：補助率1/2 上限25千円 共同設置等の補助率等の引き上げを令和2年度より実施） ②平成27年度より県普及所とクマ、サル被害防除の電気柵設置講習会の実施 ③平成27年度より出没抑制対策として、大規模緩衝帯整備を毎年16ha程度で実施している ④忌避器具の貸し出しによる被害軽減の実施 ⑤放任果樹の除去を実施 ⑥追払い活動用の花火の配布 ⑦センサーカメラの設置、加害鳥獣の特定 ⑧広報紙・防災無線による被害防止及び出没箇所等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ①設置箇所が個々の取り組みであり、設置箇所がまばらで被害が軽減されない ②高齢化率が高く、設置困難者の増加により設置率があまり上がらない ③少子高齢化により耕作放棄地等が拡大している。緩衝帯整備の拡大が必要ではあるが財源確保が課題 ④少子高齢化による実施者の確保 ⑤町内不在者の同意が困難、財源の確保 ⑥加害鳥獣の慣れによる効果の低減 ⑦従来町内で目撃されていない、近隣町村から流入する鳥獣への対策確立 ⑧高齢化等により出没箇所が居住域に拡大している

(5) 今後の取組方針

本町の被害防止対策の基本方針は、以下のとおりである。

集落（住民）の取組

- ① 追上のため花火実施
- ② 鳥獣用忌避具（剤）・センサーカメラ等の設置
- ③ 防護柵（電気柵）の設置・維持管理
- ④ 緩衝帯としての草刈りの実施
- ⑤ 町・警察等への被害状況・目撃情報の提供
- ⑥ 収穫残渣等の誘因物の除去

町の取組

- ① 追上用花火の購入及び配布
- ② 鳥獣用忌避具（剤）・センサーカメラ等の購入・貸出・配布
- ③ 防護柵（電気柵）購入費用の補助率1/2（上限25千円 農林業経営体最大4台）
- ④ 大規模緩衝帯の整備（被害多発個所や過去に人的被害があった場所を中心に）
- ⑤ 住民・関係機関との連携及び情報の共有・広報
- ⑥ 加害鳥獣の特定・生息域調査・被害状況調査等
- ⑦ 被害防止に係る講習会等の実施
- ⑧ 鳥獣被害対策実施隊の編成
- ⑨ 捕獲器の購入、放任果樹の除去
- ⑩ 各種研修会等への参加、住民への情報提供
- ⑪ 新技術等の情報収集及び効果検証
- ⑫ 新たな鳥獣被害対策の検討

福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県ニホンザル管理計画及び金山町ニホンザル管理事業実施計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県カワウ管理計画の基準により捕獲を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会両沼支部金山分会の推薦を受けた者を、金山町長が任命し、金山町有害鳥獣捕獲隊を編成している。

また、捕獲隊を中心に担当職員等を加えた鳥獣被害対策実施隊を編成している。

捕獲は町と実施隊が時期、場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2	ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシ ン・カラス・カウ・アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員確保のため、狩猟免許試験実施の周知 ・ センサーカメラによる鳥獣の特定、出没時間等の把握 ・ ツキノワグマ用捕獲器の更新 ・ ICTを活用した捕獲技術の確立 ・ 新たに流入した鳥獣の捕獲の実施 ・ 狩猟者の資格取得経費・更新経費の補助の見直し
3	ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ シ・ハクビシ ン・カラス・カウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員確保のため、狩猟免許試験実施の周知・資格取得経費の補助 ・ センサーカメラによる鳥獣の特定、出没時間等の把握 ・ ツキノワグマ用捕獲器の更新 ・ ICTを活用した捕獲技術の確立 ・ 新たに流入した鳥獣の捕獲の実施
4	ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ ハクビシ・カラス・カウ・アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊員確保のため、狩猟免許試験実施の周知・資格取得経費の補助 ・ センサーカメラによる鳥獣の特定、出没時間等の把握 ・ ツキノワグマ用捕獲器の更新 ・ ICTを活用した捕獲技術の確立 ・ 新規狩猟者確保啓発イベントの周知 ・ 新たに流入した鳥獣の捕獲の実施 ・ 次期対策のための取り組み検討及び見直し

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数の設定の考え方

福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県ニホンザル管理計画及び金山町ニホンザル管理事業実施計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県カワウ管理計画の基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	2年度	3年度	4年度
ツキノワグマ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。		
ニホンザル	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県ニホンザル管理計画及び金山町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準による。		
ニホンジカ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。		
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。		
ハクビシン	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。		
カラス	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。		
カワウ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。		
アオサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画(福島県第13次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画)に基づく基準による。		

捕獲等の取組内容

区分	捕獲手段	捕獲の実施 予定時期	捕獲予定場所
ツキノワグマ	箱わな・銃器	4～11月	農地・居住区周辺 に出没した場合等
ニホンザル	囲いわな・箱 わな・銃器	通年	農林地
ニホンジカ	くくりわな・ 箱わな・銃器	通年	農林地
イノシシ	くくりわな・ 箱わな・銃器	通年	農林地
ハクビシン	箱わな	通年	農地・居住区周辺
カラス	銃器	通年	農地
カワウ	銃器	通年	河川・湖沼
アオサギ	銃器	3～9月	水田・河川・湖沼

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
	必要性・及び当該鳥獣被害実施隊員による捕獲手段	捕獲の実施予定時期	捕獲予定場所
ニホンジカ	警戒心が強く、遠距離での捕獲が散弾銃で困難なため	通年	農林地
ツキノワグマ		4～11月	農林地
イノシシ		通年	農林地

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

(1) 侵入防止柵等の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン	電気柵設置 個人設置4,000m 共同設置8,000m	電気柵設置 個人設置4,000m 共同設置8,000m	電気柵設置 個人設置4,000m 共同設置8,000m

(2) その他被害防止に関する取組

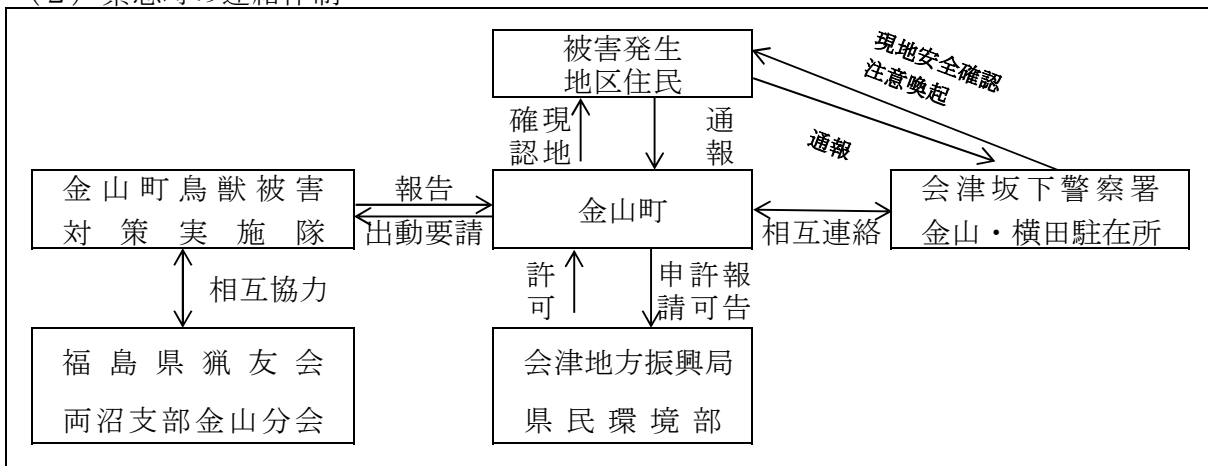
年度	対象鳥獣	取組内容
2	ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・カラス・カワウ・アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> 大規模緩衝帯設置・放任果樹除去 新たに流入する鳥獣の被害状況の把握 鳥獣専門員の配置 捕獲隊・実施隊の隊員養成
3	ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・カラス・カワウ・アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> 大規模緩衝帯設置・放任果樹除去 効果的な新技術の普及（貸出や配布） 新たに流入した鳥獣の生息域の調査 捕獲隊・実施隊の隊員養成
4	ツキノワグマ・ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・カラス・カワウ・アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> 大規模緩衝帯設置・放任果樹除去 新たに流入した鳥獣の被害防止講習会等の実施 捕獲隊・実施隊の隊員養成 次期対策の策定

5. 対象鳥獣による住民生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
金山町	被害状況の確認及び住民への情報提供及び注意喚起 捕獲許可申請（権限委譲分は捕獲許可） 関係機関への連絡
金山町鳥獣被害対策実施隊	銃器、ワナによる捕獲の実施
福島県猟友会両沼支部 金山分会	実施隊活動の協力
会津坂下警察署 金山及び横田駐在所	住民への注意喚起、緊急時における発砲への助言
福島県会津地方振興局 (県民環境部)	捕獲許可権者が県知事である鳥獣の有害鳥獣捕獲許可、助言等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に係る事項

(1) 協議会の名称

協議会の名称	金山町鳥獣被害防止対策協議会
構成期機関の名称	役割
金山町	協議会事務局、連絡調整、被害の把握
金山町鳥獣被害対策実施隊 金山町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業等の対策を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供並びに保護及び管理に関する助言、指導を行う。
会津よつば農業協同組合金山支店	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を行う。
只見川漁業協同組合 野尻川非出資漁業協同組合 沼沢漁業協同組合	内水面における有害鳥獣関連の情報提供を行う。
金山町区長協議会	地域における有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 会津坂下農業普及所 金山普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年6月に金山町鳥獣被害対策実施隊を組織 内訳 対象鳥獣捕獲員 10名、町職員1名(現 5名、町職員1名) 令和元年度6月より緩衝帯設置対策のみを行う隊員を新たに任命(現12名) 組織 実施隊長 1名、副隊長1名 事務局 金山町産業課 4名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

本町全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示、自粛要請が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--